

賃 貸 借 契 約 書 (案)

借 主 (発注者) 青森市長島一丁目1番1号
青 森 県

貸 主 (受注者)

上記当事者間において、青森県統合庶務システム機器等賃貸借契約について、次のとおり契約
(ただし、 を除く。) を締結した。

(賃貸借物件)

第1条 受注者は、別表1に掲げる物件(以下「物件」という。)を発注者に賃貸し、発注者は、これを賃借した。

(賃貸借期間)

第2条 物件の賃貸借期間は、令和8年1月1日から令和12年12月31日までとする。

(賃借料)

第3条 物件の賃借料は、次のとおりとし、その月額は別表2に掲げるとおりとする。

令和7年度 金	円(うち消費税及び地方消費税の額	円)とする。
令和8年度 金	円(うち消費税及び地方消費税の額	円)とする。
令和9年度 金	円(うち消費税及び地方消費税の額	円)とする。
令和10年度 金	円(うち消費税及び地方消費税の額	円)とする。
令和11年度 金	円(うち消費税及び地方消費税の額	円)とする。
令和12年度 金	円(うち消費税及び地方消費税の額	円)とする。

2 1月に満たない期間がある場合における当該期間の賃借料は、前項の月額を基礎とし、1月を30日として日割計算して得た額とする。

(契約保証金)

第4条(A) 契約保証金は、 円とする。

(契約保証金)

第4条(B) 契約保証金は、免除する。

(物件の設置場所)

第5条 物件は、青森市新町二丁目4番30号 青森県庁舎北棟8階共用サーバ室内に設置するものとする。

2 受注者は、別紙仕様書に基づき、前項の設置場所へ機器を設置するものとする。

3 発注者は、物件を他の場所に移転しようとするときは、あらかじめ書面により受注者に通知するものとする。この場合の移転に要する費用は、発注者の負担とする。

(賃借料の支払)

第6条 受注者は、毎月、当該月の賃借料を翌月の10日までに請求書により、発注者に請求することとする。

2 発注者は、前項の規定による請求書を受領した日から起算して 30 日以内に賃借料を受注者に支払しなければならない。

(善管注意義務等)

第 7 条 発注者は、善良な管理者の注意をもって物件を管理しなければならない。

2 発注者は、物件をその本来の用法に従って使用しなければならない。

(物件の保守)

第 8 条 受注者は、物件を正常に作動させるため、その責任において保守（調整、修理及び部品の交換（部品代を含む。）等）をメーカー等の定める基準に基づき行うものとする。

2 受注者は、発注者から臨時的保守の請求があったときは、直ちにこれに対応するものとする。

3 前 2 項の保守に要する経費は、受注者の負担とする。ただし、発注者の故意又は過失によって生じた場合の調整、修理及び部品の交換等に要する費用は、発注者の負担とする。

(秘密の保持)

第 9 条 受注者及び物件の保守のため受注者が派遣する従業員は、発注者の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。

(契約の解除)

第 10 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。この場合において、受注者に損害を生じても、発注者は、その責任を負わないものとする。

(1) 受注者が、賃貸を実施しなかったとき、又は賃貸を実施する見込みが無いと明らかに認められるとき。

(2) 賃貸の実施状況が著しく不適當又は不誠実であると認められるとき。

(3) その他受注者がこの契約に違反したとき。

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 1 号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により破産手続開始の決定があった場合における同法の破産管財人

(2) 受注者について会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により更生手続開始の決定があった場合における同法の管財人

(3) 受注者について民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により再生手続開始の決定があった場合における同法の再生債務者等

3 発注者は、契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算においてこの契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。

(暴力団の排除)

第 11 条 受注者は、青森県暴力団排除条例（平成 23 年 3 月青森県条例第 9 号）の基本理念に則り、別記 1「暴力団排除に係る特記事項」を守らなければならない。

(違約金)

第 12 条 (A) 発注者は、第 10 条第 1 項の規定又は前条の別記によりこの契約を解除したときは、当該契約を解除した日の属する年度の賃借料（既に支払い済みの賃借料を含む。）の 100 分の 5 に相当する金額（その額が 100 円未満であるとき、又はその額に 100 円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てた額）を違約金として、受注者から徴収する。

2 発注者は、前項の違約金を未払いの賃借料から控除するものとし、なお不足がある場合は、別に徴収する。

(契約保証金の帰属)

第 12 条 (B) 契約保証金(契約保証金の納付に代えて提供されたときの担保を含む。)は、受注者が第 10 条第 1 項の規定又は前条の別記によりこの契約を解除されたときは、発注者に帰属するものとする。

(契約保証金の還付)

第 13 条 契約保証金は、受注者がこの契約を履行したときは、受注者に還付するものとする。

(損害賠償)

第 14 条 (A) 発注者は、第 10 条第 1 項の規定又は第 11 条の別記によりこの契約を解除した場合において、契約保証金(契約保証金の納付に代えて提供された担保については、当該担保の価値)の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償として受注者から徴収する。

(損害賠償)

第 14 条 (B) 発注者は、第 10 条第 1 項の規定又は第 11 条の別記によりこの契約を解除した場合において、第 12 条の違約金の額を超えた金額の損害が生じたときは、当該違約金のほか、その超えた金額を損害賠償として受注者から徴収する。

(損害賠償)

第 14 条 (C) 発注者は、第 10 条第 1 項の規定又は第 11 条の別記によりこの契約を解除した場合において、履行保証保険の保険金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償として受注者から徴収する。

(物件の返還)

第 15 条 発注者は、賃貸借期間が満了した場合、又は第 10 条第 1 項の規定若しくは第 11 条の別記によりこの契約を解除した場合には、発注者と受注者との間で協議して定める期日までに当該物件を受注者に返還するものとする。

2 返還に要する経費は、受注者の負担とする。

(権利の譲渡等の制限)

第 16 条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第 17 条 受注者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記 2「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(協 議)

第 18 条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、発注者と受注者との間で協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を 2 通作成し、当事者記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 青森市長島一丁目1番1号
青森県知事 宮 下 宗 一 郎

受注者

別記 1

暴力団排除に係る特記事項

(総則)

第1 受注者は、青森県暴力団排除条例(平成23年3月 青森県条例第9号)の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約(以下「本契約」という。)及びこの特記事項を守らなければならない。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2 発注者は、受注者(第1号から第5号までに掲げる場合にあっては、受注者又はその支配人(受注者が法人の場合にあっては、受注者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者))が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。第5号及び第6号において同じ。)であると認められるとき。
 - (2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)の威力を利用したと認められるとき。
 - (3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与(以下この号及び次号において「金品等の供与」という。)をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。
 - (4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。
 - (5) 暴力団員と交際していると認められるとき。
 - (6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。
 - (7) その者又はその支配人(その者が法人の場合にあっては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者)が第1号から前号までのいずれかに該当することを知らずながら当該者とこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。
 - (8) 第1号から第6号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約(前号に該当する場合の当該契約を除く。)について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

(不当介入に係る報告・通報)

第3 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。

別記 2

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第 1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、当該事務に係る個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第 2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（適正な取得）

第 3 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（安全管理）

第 4 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（作業場所の特定等）

第 5 受注者は、発注者の県庁舎西棟 7 階人事課、又は県庁舎北棟 8 階共用サーバ室において、この契約による事務に係る個人情報を取り扱わなければならない。

2 受注者は、発注者の承認がある場合を除き、前項の作業場所から、この契約による事務を実施するために発注者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第 6 受注者は、発注者の指示又は承認がある場合を除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の目的以外の目的に自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複製の禁止）

第 7 受注者は、発注者の承認がある場合を除き、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複製し、又はこれに類する行為をしてはならない。

（再委託の禁止）

第 8 受注者は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、発注者の承認がある場合を除き、第三者にその処理を委託し、又はこれに類する行為をしてはならない。

2 前項の承認があり、同項の処理を再委託する場合は、受注者は再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）への必要かつ適切な監督を行わなければならない（再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。）。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を実施するために発注者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、事務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従業者への周知等)

第10 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、当該義務に違反したときは個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定により罰則が科される場合があることなど、当該事務に係る個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

2 受注者は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に従事中及び従事後においても当該事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを明記するものとする。

(実地調査の受入れ)

第11 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の適正な取扱いを確保するため、発注者が当該個人情報の取扱いの状況について実地に調査しようとするときは、これを拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

(事故発生時における報告)

第12 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

注意 このページは契約書ではありません

参考

契約保証金に係る削除条項

・ 契約保証金を納付する場合

第4条（B） 第12条（A） 第14条（B） 第14条（C）

・ 実績に基づき契約保証金の納付を免除する場合

第4条（A） 第12条（B） 第13条 第14条（A） 第14条（C）

・ 履行保証保険に基づき契約保証金の納付を免除する場合

第4条（A） 第12条（B） 第13条 第14条（A） 第14条（B）